

発議第3号

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び志木市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月16日

提出者 志木市議会議員 今村 弘志

賛成者 志木市議会議員 与儀 大介

〃 〃 西川 和男

〃 〃 鈴木 潔

志木市議会議長  
安藤圭介様

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止対策等として委員会の会議の特例を設けることとしたいので、地方自治法第112条第1項及び志木市議会会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

志木市議会委員会条例（昭和49年志木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所に委員を招集することが困難であると認めるときは、第20条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、インターネットを通じて映像及び音声を送信し、及び受信することにより出席者の状態を相互に認識することができる方法を活用して、委員会の会議を開くことができる。この場合において、当該方法により会議に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、出席委員とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。